

## 『米の消費拡大における、米粉の

本県で、今年度力を入れて取り組んだ米飯給食日本一の実現。この件が、県内23市町村の理解を得られ実現できる見込みとなりました。農業県である我が県にとつては、米価の安定などにも結びつくとともに、米の消費量拡大にも貢献するものと期待しております。しかし、米消費拡大に向け、すでに米飯給食を週5食実施している自治体には助成がなされないことから、現実的に不満の声も聞こえております。

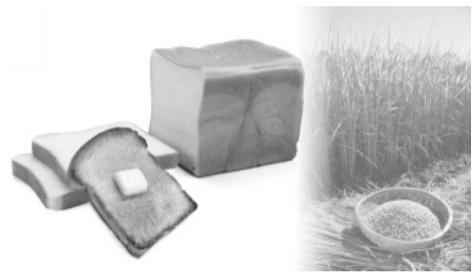
このような中で、本県では今年度、米粉の製粉機械の購入について助成を予算化することになり、米消費拡大への新たな一步が踏み出されました。

県内でも米粉のパンやメンが製造され、人気が出てきておりますが、小麦と比較して米の原料価格が高いことから、商品の価格を低く抑えることは難しい状況にあります。今後、新たな商品開発をして付加価値を付けるなど、もう一步踏み込み研究・開発に向けたバックアップなどの施策展開が必要であると考えます。

地産地消の観点とこれまで以上の米消費拡大における、今後どのように展開していくお考えか、農林水産部長にお伺いいたします。また、米飯給食の実施回数の多い自治体などでは、麺類やパンを食べたいという児童や生徒の声もあると聞いております。米粉製品は、米の消費という観点で同様なことから、米飯給食のように助成を実施するなど、柔軟に対応していくべきと考えますがご見解を伺います。

県では、今年度、製粉機の導入支援のほか、食品製造・農産加工の関係者を対象として米粉を使つた商品開発の勉強会を開催するとともに、具体的な技術指導も実施しているところです。また、米粉製品の定着には、学校給食への提供が非常に有効であると考えておりますので、市町村における学校給食への米粉パン等の導入も現在後押しをしているところであります。

今後とも、新商品の開発支援を重点的に実施するとともに、米粉を利用した料理コンクールの開催などにより、消費者の認知度向上・消費拡大、さらには地産地消の観点から、県産米を使つた米粉の生産拡大への取り組みを開拓してまいりたいと考えております。また、学校給食への米粉製品導入への支援についても、実現に向けて検討してまいりたいと考



## 《1.5 車線的道路整備の実現のための取り組み》

# 本県の基本的な考え方について』

えております。

本県の高速道路計画路線の整備率は東北平均の約72%に対し約50%と低く、厳しい財政状況により一般道路整備もなかなか進まない現況にあり、県民の多くの方から早期整備の要望を受けております。このような状況下にあって、全国的に1.5車線的道路整備に多くの道府県が取り組みを始めております。国は、都道府県道について道路構造令で「原則2車線（幅員5.5m以上）」だとする全国一律の基準を定めており、国税の揮発油税をもとに地方の道路整備費の55%を補助する「地方道路整備臨時交付金」の補助対象もこの基準が原則となっています。このため、山間部も2車線に整備・改良された。この経緯がありますが、山間部は工事が難しく建設費がかさむうえ、通行量が少ないことから無駄だとの批判も多くありました。

このようなことから高知県では、97年度から、車線的道路の整備に単独事業として取り組みを開始しました。高知県は山間部が多く財政基盤も弱い。管理する県道は2200キロで、道幅5.5m以上の2車線化率を示す改良率は37%で全国最低だったことから、「すべての道路を立派な2車線にする必要はない」と、当時の橋本知事は地域の実情に合わせて道路整備を進める「ローカルスタンダード」の考え方方に基づき事業に取りかかりました。2車線に比べ、土砂崩れ防止や整地などのコストが大幅に抑えられ、建設費が8分の1、工期は3分の1ですむとのことです。国土交通省でも高知県などの要望を受け、道路構造令には地域の状況に応じて地方の裁量で規格を決められるとの規定もあることから、1.5車線的道路も03年度から交付金対象となりました。その対象となつたことにより、07年度までに1.5車線的道路の整備に25道府県で着手し、国の補助を受けております。

私の地元の路線でも、待避所を数カ所作り、対向車とスムーズにすれ違える改良工事が県単独事業にて進められております。先ほども触れたように、本県の財政事情からしても1.5車線的道路整備の計画を、地域の実情に即しかたで盛り込み、国の交付金を活用して取り組んでいくべきではないかと考えます。県当局も、早期整備を望んでいる多くの県民の要望に応えていくべきと考えますが、土木部長のご見解をお伺いいた

【土木部長 答弁】

本県の道路整備は厳しい財政制約、少子高齢化の進展、気象の凶暴化など、これまでに経験したことのない状況に立ち至っています。一方で、道路の整備を求める要請は強く、新たな考え方の提唱と、これに基づく戦略的な取り組みが求められています。このため、現在、土木部では、重要施策への優先的配分、従来のハードに加え地域づくりの一体化による地域振興効果の増進、ストックも活用した物流や交流の誘導、そして御質問に関連いたしましたハード手法の弾力的運用などの新たな考え方の提唱と、そのための中期計画の策定に取り組んでいるところです。

議員御指摘の1.5車線的道路整備につきましては、とりわけ、中山間地域における弾力的な整備手法のための有効な方法であり、地域の方々の御意見も踏まえ、可能な箇所については、地域の実情に応じ積極的に取り組んでまいります。

平成10年に、これまで増加していた不登校児童生徒の増加率が大きくなり、国や各自治体での児童生徒に対する一層のケアの必要性が高まりました。このようなことから、県や各市町村ではスクールカウンセラーなどの相談員の配置を強化し、児童生徒への不登校に対するケア体制の整備がなされました。その結果、ここ数年は毎年増加傾向にあつた不登校児童生徒数は減少傾向、または横ばいの状況で推移しております。その反面、学校に来ても教室に行けず保健室で過ごす「保健室登校」や、図書館などで過ごす「別室登校」の児童や生徒が近年増加してきています。こうした子供たちの中には、友人関係の悩みなどを抱えているケースが多いと言われております。文部科学省は急病やけがの対応だけでなく、子供の心の健康も支える点で、保健室の役割はますます重要な位置を占めています。その上で養護教諭の複数配置など保健室の体制充実を求めていますが、財政上の理由から整備が進んでいない現実があります。

不登校の生徒が、先生やスクールカウンセラーの方々の努力により学校までこられるようになつたが、学級にはとけ込むことができない。先生方は、忙しい中で試行錯誤しながら学校内でできうる限りの対応を行つていただいておりますが、限界もあることから、たいへん厳しい状況になつてゐるようです。先生の増員に関しては、財政という壁が立ちはだかり、即増員といいかないのは承知しております。しかし、この時点で自立のためのケアにしつかり取り組まないと、高校などで不登校に陥る可能性

『義務教育課程の別室登校児童生徒へのケアと、各学校に対する支援について』

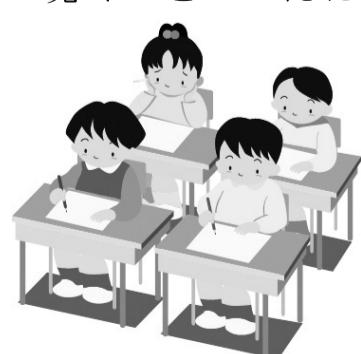
議員御指摘の1.5車線的道路整備につきましては、とりわけ、中山間地域における弾力的な整備手法のための有効な方法であり、地域の方々の御意見も踏まえ、可能な箇所については、地域の実情に応じ積極的に取り組んでまいります。

## 【教育長 答弁】

議員御指摘のとおり、本県の保健室を含めた別室登校児童・生徒数でございますが、ここ数年、年間で、小学校でおよそ百人、中学校でおよそ四百人となつております。小学校はやや減少傾向にあるものの、中学校では増加傾向にあり、この事実を重く受

けれどもでております。  
別室登校児童・生徒が教室に復帰できるようになります。そのためには、スクールカウンセラー等の各種相談員や養護教諭等による教育相談の充実とともに、一人ひとりの生徒の実態に応じて、学習面も含め適切な支援をしていくことが大切であると認識をしております。

県教育委員会といたしましては、今後、外部人材等を活用した学習支援者の確保などによりまして、別室でも学習に取り組むことができるような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。また、各市町村及び学校に対しましては、各種相談員との連携をこれまで以上に密にしながら、心のケアを行い、学習指導と生徒指導の両面からの取り組みを進めよう指導してまいる所存でございます。



棋津博士事務所

**株 洋博士事務所**  
寒河江市元町3丁目3-3 大和ビル2F  
TEL: 84-7117 FAX: 84-7118  
ホームページアドレス: <http://h-umetsu.jp>  
**様津博士後援会連絡所**  
寒河江市大字宮内78番地  
TEL・FAX: 87-2924  
E-mail: [h-umetsu@ic-net.or.jp](mailto:h-umetsu@ic-net.or.jp)